

○鮫川村公共物管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鮫川村公共物管理条例(第21年鮫川村条例第号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用等の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、公共用財産占用等許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺5万分の1以上のもの)及び付近見取図
- (2) 登記所備え付けの地図又はこれに準ずる図面の写し
- (3) 実測平面図
- (4) 求積図及び面積計算書
- (5) 構造図(施設又は工作物を設置する場合に限る。)
- (6) 利害関係人の同意書(同意が得られない場合は、その理由書)
- (7) その他村長が必要と認めるもの

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し申請者に通知するものとする。

(期間更新の許可の申請)

第3条 条例第7条第3項の規定により継続の許可を受けようとする者は、公共用財産占用等期間更新許可申請書(様式第2号)に前条第1項各号に掲げる書類等を添付して、を村長に提出しなければならない。ただし、村長が添付の必要がないと認めた書類等については省略することができる。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し申請者に通知するものとする。

3 期間更新後の許可の期間は、条例第7条第1項を準用する。

(許可事項の変更の許可の申請)

第4条 第2条第1項又は前条第1項の許可を受けた事項等を変更しようとする者は、変更に係る事項及びその理由を明らかにして、公共用財産占用等許可事項変更許可申請書(様式第3号)に第2条各号に掲げる書類等を添付して、村長に提出しなければならない。ただし、村長が添付の必要がないと認めた書類等については省略することができる。

(住所、氏名等の変更の届出)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、速やかに住所氏名等変更届(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(権利の譲渡の承認の申請)

第6条 条例第13条の承認を受けようとする者は、権利譲渡承認申請書(様式第5号)に権利を譲り受ける者の承諾書を添付して、村長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第7条 条例第14条第4項の規定による届出は、地位承継届(様式第6号)を村長に提出して行うものとする。

(原状回復の届出)

第8条 条例第12条の規定による届出は、原状回復届(様式第7号)を村長に提出して行うものとする。

(原状回復の免除の申請)

第9条 条例第12条ただし書の承認を受けようとする者は、原状回復義務免除申請書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し申請者に通知するものとする。

(占用料等の減免の申請)

第10条 条例第9条第4項の規定により占用料等の減免を受けようとする者は、公共物占用料等減額(免除)申請書(様式第9号)により村長に減免の申請をしなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し申請者に通知するものとする。

(工事施行の申請)

第11条 条例第6条第2項の規定により公共物の工事を施行しようとする者は、公共物土木工事施行承認申請書(様式第10号)に次に掲げる書類等を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺5万分の1以上のもの)及び付近見取図
- (2) 登記所備え付けの地図又はこれに準ずる図面の写し
- (3) 実測平面図
- (4) 求積図及び面積計算書
- (5) 構造図(施設又は工作物を設置する場合に限る。)
- (6) 利害関係人の同意書(同意が得られない場合は、その理由書)
- (7) その他村長が必要と認めるもの

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し申請者に通知するものとする。

(工事完了の届出)

第 12 条 前条第 1 項の承認を受けた者は、工事の施行が完了したときは速やかに公共物土木工事完了届(様式第 11 号)を村長に提出しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。